

○みやき町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、自ら運転免許証を返納した高齢者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、みやき町補助金等交付規則（平成17年3月1日規則第31号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者で、自主返納後に法第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者とする。

(補助金の種類)

第4条 町長は、対象者に運転経歴証明書交付手数料の額に相当する額の補助金を交付するものとする。

(補助金の申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやき町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて申請するものとする。

- 2 第1項の規定による申請は、運転経歴証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、みやき町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、適当でないと認められるときは、みやき町高齢者運転免許証自主返納支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金を翌月末までに指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(交付の取消し)

第8条 町長は、交付金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、交付金交付の取消し通知書（様式第4号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定の取消しをした場合においては、当該取消しに

係る部分について、町長は期限を定めてその返還を命じることがある。

- 2 補助金の交付を受けた者が、前項の規定により町長から補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金額を、定められた期限までに町に納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。